

令和２年度 只見町山村教育留学生Ⅱ期募集要項

只見町は、福島県立只見高等学校（以下「只見高校」という。）の振興及び只見町の地域活性化、定住・交流人口の増加を目的として只見町山村教育留学生（以下、「留学生」という。）を募集します。留学生は只見町外から只見高校へ進学する生徒とし、留学生には町立の寮（奥会津学習センター）への入寮を認めます。

令和２年度は下記内容にて留学生を選考します。

１．募集定員

10 名程度。

２．申込資格

只見高校への出願資格を満たし、前期選抜で只見高校を受験する者とする。

３．申込方法

中学校卒業者、及び卒業見込みの者は在学（出身）中学校長を通して、只見町教育委員会に郵送または持参の上、申込みを行う。

４．申込期間

令和２年１月８日（水）～１月１６日（木）（午後５時必着）

５．申込みに必要な書類

(1)只見町山村教育留学生応募申込書

(2)学業成績証明書

※学業成績証明書については、三年次の各教科５段階評価の評定、並びに一、二年次については指導要録記載の各教科５段階評価の評定値を記入する。三年次の評定は２学期制の学校は前期末の評定、３学期制の学校は１学期末の評定を記入する。

※申込書・学業成績証明書は、只見町 HP からダウンロードし、印刷する。

※申込書の「学校長の推薦欄」及び「学業成績証明書」については、パソコン作成ののちの印刷も可。

※所属中学校から申込み（証明書送付）を行うこと。

６．選考方法

留学生選考委員会において、『只見町山村教育留学生応募申込書』及び『学業成績証明書』の書類選考、及び『面接等の結果』により選考を行う。

※面接は申込者に来町していただき、只見町内で令和２年１月２６日（日）に実施いたします。

７．留学生認定の可否連絡

(1)令和２年１月３１日までに、在学中学校長を通じて連絡する。

(2)認定者は、只見高校の前期選抜において只見高校を受験すること。

(3)認定者に提出書類記載内容の事実と相違している点が認められたときは、認定を取り消すことがある。

８．留学生決定

(1)留学生認定者かつ只見高校合格者（入学者）を留学生として決定する。

９．その他

(1)後期選抜の只見高校受験に対する留学生募集は、只見高校において後期選抜募集が実施され、かつ前期選抜の留学生定員状況により、実施する場合がある。

※上記『その他』にかかる募集を希望する場合、状況に応じ別途「申込み」～「可否連絡」までの内容・日程の調整をしますので、只見町教育委員会（TEL0241-82-5320）にご相談ください。